

特集にあたって

——「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にもとづく日本の行動計画策定にあたって——

山田美和

2011年6月に「ビジネスと人権に関する国連指導原則」が国連人権理事会でエンドースされてから6年がたつ。ビジネスが与える人権に対する負のインパクトを特定し削減すべく、これまで世界各国において様々な取り組みがなされている。

2013年2月ミャンマーの人権状況に関する特別報告者（当時）トーマス・キンタナ氏が日本を訪れ、外務省、経済産業省、国際協力機構と意見交換を行った。ミャンマーに対し大規模な支援そして投資を行おうとしている日本の政府関係者に同氏が示したのは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（以下「指導原則」）であった。同氏の訪日の理由は、ミャンマーが市場を開放し経済開発を推進していくにあたり、海外からの支援や投資が与えるかもしれない、人権への負のインパクトを憂慮したからである。

●キンタナ氏来日から4年——アジ研の取り組み、そして日本政府のコミットメント——

アジア経済研究所では、その直後に政策提言研究会「新興国市場におけるビジネスと人権——日本のCSR戦略構築に向けて——」を立ち上げた。ビジネスと人権に関する国際的動向を調査し、リスク管理としてのみならず、競争力強化のために日本企業がどのように人権尊重をそのオペレーションに取り込むべきか、そして政府はどのようにサポートしていくのか、日本政府のビジネスと人権に対するコミットメントの重要性について提言してきた。2014年5月には当誌において特集「新興国・途上国におけるビジネスと人権——国家・企業・市民として」を組んだ⁽¹⁾。2016年度には政策提言研究「新興国市場における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業」を実施し、「『ビジネスと人権に関する国連指導原

則』をいかに実行するか——日本の行動計画（NAP）策定にむけての報告書」を作成し、公表している⁽²⁾。

2016年11月16日第5回ビジネスと人権国連フォーラム（United Nations Forum on Business and Human Rights）において、在ジュネーブ日本政府代表部大使がステートメントを発した。「我が国は、指導原則の履行にコミットしている。この観点から、今後数年以内にNAPを策定すべく、現在、外務省、法務省、経済産業省、厚生労働省等と予備的な協議を開始している段階。NAPの策定の過程において、ビジネスおよび市民社会の声を聞き、バランス良く反映させるとともに、企業の責任ある行動を促していきたいと考えている」。同年12月22日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で決定されたSDGs実施指針付表に「ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定」が明記され、日本政府によるNAP策定の正式なコミットメントが表明された。

2017年3月にアジア経済研究所は、ビジネスと人権に関する国連ワーキンググループメンバーを招き、国際シンポジウム「責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン『ビジネスと人権に関する国連指導原則』にもとづく日本の行動はどうあるべきか——国別行動計画の策定へのマルチステークホルダーエンゲージメント」を開催した⁽³⁾。日本のNAP策定はグローバルな期待にどのように応えることができるのか。

●指導原則を具体的に実行する政策を示すNAP

指導原則をいかに実行していくかという各国政府の政策文書がNAPである。NAPは、国がその領域および／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から人々を保護する義務をはたすために、具体的に実行するための政策文書である。

NAPにおいて第1に重要なのは、政府が企業に対し

て、国内外において人権を尊重するという期待を明確に表明することである。一貫したメッセージを伝えることにより、企業に予測可能性を保証し、国および企業全体の評判を守るということになる。

第2に、企業の人権デューデリジェンスを促進する政策が盛り込まれる必要がある。企業が人権に与えるインパクトに対しどのように取り組んでいるかについての企業からの情報提供は、影響を受けるステークホルダーとの非公式なエンゲージメントから公式な報告書による公表まで幅広い。政府がそのような情報提供を奨励し、また場合によっては、要求することは、企業による人権尊重を促進するために重要である。

第3に、法規制とインセンティブのスマートミックスである。政府は、企業が常に政府の不作為を好み、または政府の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を促進するため、政策は法的規制という方法と企業の自主性を促す施策を上手に組み合わせる必要がある。

第4に、政府自ら経済アクターとして責任をはたすことである。ビジネスと人権において、政府は規制をする者のみならず、自らが経済アクターである。すなわち企業と同様にその経済活動には人権デューデリジェンスが必要である。政府の資金が投入されていたり、補助金が出されている企業や、政府関連機関も同様である。さらに政府が企業と商取引を行う場合に、相手方企業に人権の尊重を促進すべきである。公共調達はまさにそれであり、契約条件などを通して企業の人権についての意識向上や人権に対する尊重を推進することができる。

第5に、政策の一貫性、すなわち貿易・投資政策へのインテグレーションが必要である。企業の人権尊重を促す政策と他の政策との垂直的および水平的な一貫性を確保する必要がある。政策の垂直的な一貫性とは、国家が国際人権法上の義務を実施するために必要な政策、法律およびプロセスを持つことを意味する。政策の水平的な一貫性とは、会社法および証券規制法、投資、輸出信用および保険、貿易、労働を含む、国および地方の両レベルで企業慣行を規律する部局や機関が、国家の人権義務について認識を持ち、また義務に合致した行動がとれるように、これを支援し対応力をつけさせることである。

●日本政府による行動計画の策定にあたって

2013年9月に英国が最初にNAPを公表して以来、各国でNAP策定の動きがみられるなか、日本としては、先行G7との違いや共通点を意識することによって、国際的にも国内的にも評価されるNAPを策定することができる。

NAPの検討にあたっては、まず指導原則の背景、意義や内容、指導原則が問題にしている 이슈 についての政府関係者内の理解を共有することが重要である。同時に企業そして市民社会に指導原則の理解を促し共有すること、すなわち指導原則を共通のツールとして活用することが重要である。

NAP策定はそのプロセスにおける透明性と公開性が鍵になる。その策定過程自体が政府と企業、CSOとのエンゲージメントであり、そのエンゲージメントがあつてこそNAPは意味を有する。政府関係者と企業と市民が物理的に会するマルチステークホルダー・コンサルテーションを丁寧に行い、かつそれについて国内外に発信し続けることが肝要である。NAP策定のプロセスを内外への継続的広報の機会として活用すべきである。

弊誌における先の特集から3年、本特集では、日本がいよいよNAP策定に取り組むにあたり、何が求められているのか、グローバルな議論の動向、主要国の政策、企業の取り組み、マルチステークホルダー・エンゲージメントについて論じる。

(やまだ みわ/アジア経済研究所 法・制度研究グループ)

《注》

- (1) 『アジ研ワールド・トレンド』No.223 (2014年5月号)。 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/201404.html
- (2) アジア経済研究所ウェブサイトに掲載。 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Seisaku/2016_a04.html
- (3) 『アジ研ワールド・トレンド』No.262 (2017年8月号) に開催報告掲載。また2016年6月国際シンポジウム「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』を日本はどのように活かせるか」については『アジ研ワールド・トレンド』No.254 (2016年12月号) に掲載。 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/201611.html